

平成 23 年 3 月 20 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中 核 市  
（岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の  
派遣依頼について（追加連絡）

標記については、3 月 15 日付け事務連絡（案件同旨）において連絡しているところ  
ですが、以下にご留意の上、よろしくお願い申し上げます。

（1）3 月 15 日付け事務連絡においては、3 月 28 日（月）から派遣が可能な介護職員  
等について登録をお願いしているところですが、同日以前であっても、現地からの派  
遣要請があり次第、随時派遣する予定であり、速やかに調整をお願い申し上げます。

（2）介護職員等が現地へ車で移動する場合、別添 1 のとおり、出発地の警察署等から  
「緊急通行車両確認標章」の交付を受けることが必要なことから、派遣元の各都道府  
県におかれましては、「緊急通行車両確認標章」の交付の発行手続きについて、特段  
の配慮をお願い申し上げます。

具体的には、「緊急車両確認標章」の交付の発行手続きについて、公的機関の証明  
が必要な場合には、各都道府県等障害福祉主管部（局）において、別添 2 をご活用い  
ただき、対応くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じて、以下の担当者宛て、ご相談くださいますようお願いいたしま  
す。

- 別添 1 警察庁 HP：（平成 23 年 3 月 19 日 12：00 現在）
- 別添 2 公的機関の証明を必要とする事業者等に発出する協力文書（例）

【担当者】

社会・援護局障害福祉課福祉サービス係

原：hara-yuusuke@mhlw.go.jp

加藤：katou-kouichi@mhlw.go.jp

（代 表）03-5253-1111（内線 3036, 3091）

（直 通）03-3595-2528

（F A X）03-3591-8914

(別添1)

平成23年3月19日12:00現在

警察庁緊急災害警備本部

平成23年東北地方太平洋沖地震の災害応急対策のための緊急交通路の指定について

#### 1 概要

平成23年東北地方太平洋沖地震の災害応急対策（人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等）を的確かつ円滑に実施するため、関係公安委員会では、通行止めとなっていた東北自動車道、常磐自動車道等の一部区間を緊急交通路に指定しています。

緊急交通路に指定されたことにより、緊急通行車両の通行は可能となりますが、緊急通行車両以外の車両は通行ができませんので、御注意ください。

#### 2 緊急交通路における交通規制の内容

災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、緊急交通路においては、3の緊急通行車両以外の車両の通行は禁止されています。

なお、余震等のおそれがあるので、緊急通行車両は、道路標識の滅灯等にかかわらず、時速50キロメートル以下の速度で走行してください。

#### 3 緊急通行車両（緊急交通路を通行することができる車両）

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車（救急用自動車、消防用自動車等）
- ② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両であって、都道府県知事又は都道府県公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示しているもの

#### 4 緊急交通路として指定されている道路

(1) 高速道路（緊急通行車両は、この区間のスマートIC以外のICから出入りが可能です。）

- 東北自動車道 宇都宮IC～碓ヶ関IC  
【出入りできないIC】  
矢吹、郡山南、本宮、二本松、国見
- 常磐自動車道 水戸IC～いわき中央IC、亘理IC～山元IC
- 磐越自動車道 津川IC～いわきJCT  
【出入りできないIC】  
磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津坂下、西会津
- あぶくま高原道路 福島空港IC～小野IC  
【出入りできないIC】  
石川母畑、平田西、平田
- 仙台南部道路 全線
- 仙台東部道路 全線
- 仙台北部道路 全線
- 三陸縦貫自動車道、利府JCT～登米東和IC
- 秋田道 北上JCT～北上西IC
- 釜石自動車道 全線
- 東北縦貫自動車道八戸線 安代JCT～南郷IC

(2) 一般道路

- 国道398号 三陸縦貫自動車道・登米東和 I C～国道45号との交差点（宮城県本吉郡南三陸町志津川字南町1先）

(注1) これ以外的高速道路や一般道路は緊急交通路として指定されていません。指定されていない道路への通行には、緊急通行車両確認標章は不要です。

(注2) 緊急交通路として指定される区間及び出入りできない I C については、今後、変更することがあります。

5 緊急通行車両確認標章（4 ページも御参照ください。）

緊急通行車両確認標章は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施しようとする車両に対して交付されますので、出発地の警察署等で交付を受けてください。複数台の車両について一括申請することも可能です。

なお、緊急通行車両確認標章の交付は、事前届出があった約31.7万台（平成21年末）を優先することとしていますので、御注意ください。

※ 「災害応急対策」は、次の事項について行うこととされています。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保険衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

※ 警察庁として、都道府県警察に対して、上記ア～ケに掲げる災害応急対策に該当することを明確化し、緊急通行車両確認標章の円滑かつ的確な交付を指示したのものには、次のものがあります。（上記ア～ケに掲げる災害応急対策に該当するものであれば、次のものに当たらなくとも、緊急通行車両確認標章の交付対象となります。）

- 政府の緊急物資輸送への協力
- 医薬品、医療機器等の輸送
- 医師、歯科医師
- 企業等による食料品・生活用品・燃料の輸送（タンクローリーについては I C 等でも緊急通行車両確認標章を交付しています。）
- 災害応急対策のため被災地に向かう建設業者
- 応急仮設住宅の建設及び建設準備
- 高速バス
- 霊柩車
- 家畜の飼料の輸送
- 金融機関等の現金輸送

6 お願い

人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等のための交通規制であり、緊急通行車両以外の車両が通行できないことについて、御理解をお願いします。

- ・ 災害応急対策を円滑に実施するため、緊急交通路以外の道路であっても、被災地に向かう道路における不要不急の通行は避けていただくように、御協力をお願いします。

7 問い合わせ先

緊急交通路及び緊急通行車両確認標章については、最寄りの警察署又は都道府県の事務所等にお問い合わせください。

平成23年3月19日12:00現在

警察庁緊急災害警備本部

平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地に食料品・生活用品等を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について

1 概要

災害応急対策（緊急輸送等）を的確かつ円滑に実施するため、食料品・生活用品等を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付については、次のように取り扱うこととしています。

※ この場合は公的機関からの依頼、協定等は不要です。

2 緊急通行車両確認標章の交付

(1) 対象車両

以下の要件を全て満たす貨物自動車（目的地は問いません。）

- 広く販売・配布される食料品・生活用品（燃料を含む。）を輸送するもの（※に該当しないものについては、現に積載しているものに限る。）
- 企業（消費者生活協同組合、特定非営利法人、学校法人、有限会社等の法人も含む。）が使用するもの

※ 以下の大型自動車等については、車検証の写しを提示すれば、警察署等に自動車を持ち込む必要はありません。

- 貨物の運送の用に供する道路運送車両法上の普通自動車（いわゆる「1ナンバー車」）
- 人の運送の用に供する道路運送車両法上の普通自動車（いわゆる「2ナンバー車」）
- 特種の用途に供する道路運送車両法上の普通自動車及び小型自動車（いわゆる「8ナンバー車」）
- 道路運送車両法上の大型特殊自動車（いわゆる「9ナンバー車」及びいわゆる「0ナンバー車」）
- 事業用自動車（いわゆる「緑ナンバー車」及びいわゆる「黒ナンバー車」）

(2) 緊急通行車両確認標章の交付場所

警察署を原則とします。

なお、被災地に燃料を輸送するタンクローリーについては、各インターチェンジ等の交通検問所でも交付します。

(3) 緊急通行車両確認標章の有効期間

1ヶ月

3 問い合わせ先

緊急交通路及び緊急通行車両確認標章については、最寄りの警察署又は都道府県の事務所等にお問い合わせください。

(別添2)

事 務 連 絡

平成23年〇月〇日

(団体名) 殿

(都道府県等名)

東北地方太平洋沖地震の被災地における障害福祉関係施設・事業所への介護職員等の派遣について(協力依頼)(案)

今般の東北地方太平洋沖地震については、要介護者等の支援に最大限のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

被災地の〇〇施設・事業所において、介護職員等の不足が伝えられているところであり、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、ご協力をお願いいたします。

記

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 用務     | 障害福祉関係施設への介護職員等の派遣について |
| 2 主な行き先  | 施設名(〇〇県〇〇・・・)          |
| 3 車両ナンバー | 〇〇〇                    |
| 4 運転手所属  | 〇〇〇                    |
| 5 運転手氏名  | 〇〇〇                    |

※ 警察署等から緊急通行車両確認標章の交付を受ける場合に、車検証を求められることがありますので、予め車検証をご用意ください。

担 当 : (都道府県等名〇〇課) 〇〇
TEL : x x - x x x x - x x x x